

注意!

近年、国際郵便物を利用し、たばこを不正に輸入しようとする行為が増加しています。たばこは課税価格の多寡に関わらず、たばこ税及びたばこ特別税が課されます(紙巻たばこの場合1カートンあたり3,000円)ので、税関告知書には正しく品名・数量を記載してください。また、インターネットにおいて、たばこの個人輸入手続代行サービスを手掛けるサイトが多数存在しますが、中にはたばこ税等の脱税をほめかすサイトもあります。安易に利用した場合、法令により処罰されることもありますのでご注意ください。

税関外郵出張所一覧

東京税関 TEL 03-5665-3755
東京外郵出張所 〒136-0075 東京都江東区新砂3-5-14
日本郵便株式会社東京国際郵便局内

横浜税関 TEL 044-270-5780
川崎外郵出張所 〒219-8799 川崎市川崎区東扇島88
日本郵便株式会社川崎東郵便局内

名古屋税関 TEL 0569-38-1524
中部外郵出張所 〒479-0199 常滑市セントレア3-13-2
日本郵便株式会社中部国際郵便局内

大阪税関 TEL 072-455-1850
大阪外郵出張所 〒549-8799 泉南市泉州空港南1番地
日本郵便株式会社大阪国際郵便局内

門司税関 TEL 092-663-6260
福岡外郵出張所 〒811-8799 福岡市東区蒲田4-13-70
日本郵便株式会社新福岡郵便局内

沖縄地区税関 TEL 098-854-8292
那覇外郵出張所 〒900-0025 那覇市壺川3-3-8
日本郵便株式会社那覇中央郵便局内

<https://www.customs.go.jp>

税関

検索



https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/topcontents_jr.htm

税関手続きFAQ

検索

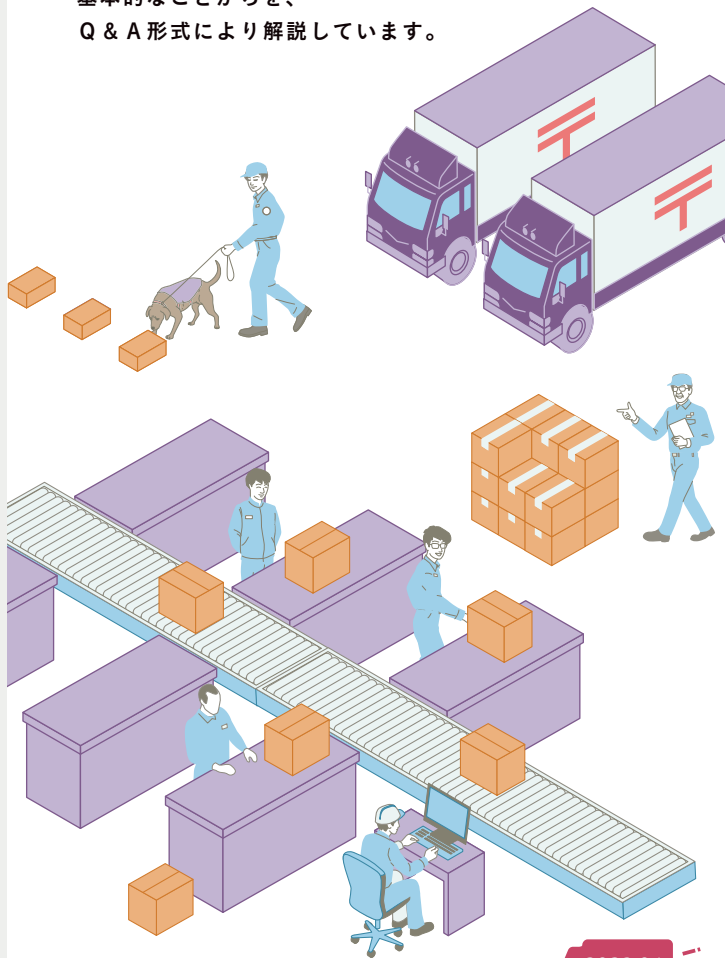


国際郵便

2023

国際郵便物の 通関手続の しおり

このパンフレットは、
国際郵便を利用される皆様に
知っておいていただきたい
基本的なことから、
Q & A形式により解説しています。



Q1

信書(手紙、書簡)を除く郵便物を外国へ送る(輸出する)場合には、税関ではどのような手続が必要ですか？

A. 郵便物の価格により手続が異なります。

※価格はFOB価格を指します。原則として当該郵便物の現実の決済金額(例えば、内容品の購入金額)となります。

価格が20万円以下の場合

- ① 最寄りの郵便局に郵便物を差し出してください。
(一部の郵便局では、国際郵便を取り扱っていないのでご注意ください。)
- ② 郵便局の窓口に備えている「税関告知書」に必要事項を記入して郵便物に貼付してください。
- ③ 受け付けられた郵便物は、日本郵便(株)通関郵便局に集められ、そこで税関の検査が行われたのち、外国に向けて送り出されます。
この税関検査の際、法令により輸出の許可、承認が必要とされている
- ④ 品物があった場合には、税関外郵出張所から「輸出郵便物の通関手続について」というはがきが送付されますので、記載内容にしたがって手続を行って下さい。

価格が20万円を超える場合(税関への輸出申告が必要です。)

- ① 最寄りの郵便局に郵便物を差し出す際に、郵便局の窓口で通関手続の案内を受けることができますので、それぞれの窓口で申し出てください。
(一部の郵便局では、国際郵便を取り扱っていないのでご注意ください。)
- ② 通関手続の案内を受ける際に、通関業者(日本郵便(株)や他の通関業者)に通関手続を委任するか、郵便物の通関手続が行われる保税地域(日本郵便(株)通関郵便局)を管轄する税関に、ご自身で輸出申告書を提出するかを選択のうえ、日本郵便(株)に、郵便局の窓口を通じて申し出てください。なお、輸出申告の際には、仕入書等の書類を税関に提出する必要がありますので、あらかじめ用意しておいてください。
- ③ 税関での審査・検査が終了すると輸出が許可されます。通関業者に通関手続を委任された場合には、郵便物は海外に向けて発送され、通関業者から輸出許可書が送付されてくることとなります。また、ご自身で申告を行った場合は、輸出許可書が交付されますので、郵便物が保管されている日本郵便(株)通関郵便局に許可書を提示して、搬出(送付)の指示を行ってください。

早く届くようにするには…

- 受取人の住所、氏名、税関告知書の必要事項は英語、仏語又はその国で通用する言語で、詳しく、明瞭に記載してください。
- 「ギフト」、「商品見本」などの別を郵便物表面に明記してください。

Q2

税関での事前検査とは、どのような制度ですか？

A. 郵便物を郵便局の窓口に差し出す前に、事前に最寄りの税関で検査を受けることができる制度です。この検査が終わりますと税関では郵便物に「事前検査済印」を押印し封印します。これをそのまま郵便局に差し出せば、原則として開披検査は行われずに、そのまま外国へ送り出されることになります。事前検査を受けようとする場合には、郵便物を梱包せずに最寄りの税関に持参してください。

以下のような場合には、事前検査を受けてください。

- ① 輸出貿易管理令等の法令により輸出の許可、承認が必要である場合
(注)税関の事前検査の前に所管官庁の許可・承認を得る必要があります。
(Q3参照)
- ② 輸出に伴い、関税、消費税などの減免税、戻し税制度の適用を受けようとする場合
(例)外国から通信販売により購入した物品で品質等の相違(損傷、サイズ違い等)のため、販売元へ返品するために輸出する場合(Q4参照)

価格が20万円以下の場合

郵便物を梱包せずに最寄りの税関に持参して、事前検査を受けてください。税関で事前検査を受けた後に、郵便局の窓口に郵便物を差し出してください。

価格が20万円を超える場合(税関への輸出申告が必要です。)

郵便物を梱包せずに最寄りの税関に持参して、事前検査を受けてください。郵便物の価格が20万円を超える場合は、税関への輸出申告が必要となりますので、事前検査終了後、郵便物を郵便局の窓口に差し出す際に、通関手続の案内を受けて、その案内にしたがって手続を行ってください。なお、郵便物の事前検査を行った税関で輸出申告を行うこともできますので、その場合は、事前検査を受ける際にその旨を税関に申し出て、輸出申告書をその税関に提出し、税関の検査を受けた後に郵便局の窓口に郵便物を差し出してください。

Q3

輸出が禁止又は規制されている品物には
どういったものがありますか？

A. 輸出が禁止あるいは規制されている品物には主に下記のようなものがあります。詳細は最寄りの税関までお問い合わせください。

輸出が
禁止されて
いる品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMAなどの不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

輸出が
規制されて
いる品物

植物(盆栽、果物、野菜、米等を含む)や動物(鳥類、生肉、乾燥肉、ハム等を含む)は種類によっては検疫を受ける必要があります。また、銃砲や高性能パソコンなどは輸出貿易管理令により輸出が規制されており、このような品物を輸出する場合には、事前に経済産業省で手続を行い、事前検査の際に、税関の確認を受ける必要があります。

詳細は、最寄りの植物防疫所(植物関連)や動物検疫所(動物関連)のほか、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課(輸出貿易管理令関連)
TEL 03-3501-1511 (代) にお問い合わせください。



送り先の国ごとの禁制品

上記以外にも、各国で取り決められた禁制品がある場合があります。
輸出できるものかどうか事前に各国の在日大使館等にお確かめください。

Q4

通信販売などで個人用物品を郵便で輸入しましたが、
注文したものと異なっていたので、海外へ郵便で返送しよう
と思います。輸入した際に支払った関税等の払い戻し
を受けるためにはどのような手続が必要ですか？

A. 税関の窓口で手続を行っていただく必要があります
(郵便物の価格により手続が異なります)。

(注)原則として以下の条件が必要となります。

- 郵便物を受け取った日(輸入が許可された日)から6カ月以内であること
- 輸入時の性質及び形状に変更が加えられていないものであること

価格が20万円以下の場合

- ① 郵便物を返送する前に、最寄りの税関に次のものを提示し、事前検査を受けてください。
 - a 返送する郵便物(梱包しないでください)
 - b 違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(2通)
 - c 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類(カタログ、注文書、納品書、落札通知書など)
 - d 国際郵便物課税通知書または輸入許可書(1通)
- ② 事前検査を受けた後、郵便物を郵便局に差出し「郵便物受領書」を受け取ってください。
- ③ 郵便局で受け取った「郵便物受領書」と、上記①のb～dの書類を、事前検査を受けた税関に提出してください。
- ④ 税関での審査が終了すると、払い戻される関税等が指定した銀行口座等に振り込まれます。

価格が20万円を超える場合(税関への輸出申告が必要です。)

- ① 郵便物を返送する前に、最寄りの税関に必要書類等(「価格が20万円以下の場合」参照)を提示し、事前検査を受けてください。
- ② 事前検査を受けた後、購入先の通信販売会社や出品者等を仕向人として、税関に輸出申告を行い、輸出許可を受けてください。
- ③ 輸出許可を受けた後に、違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申告書(2通)を事前検査を行った税関に提出してください。
- ④ 税関での審査が終了すると、払い戻される関税等が指定した銀行口座等に振り込まれます。

注意!

郵便物の名宛人以外の方が申請する場合は名宛人からの委任状が必要となります。また、印鑑及び名宛人と同一名義の銀行口座の番号等がわかるものを用意してください。

RECEIVE MAIL SENT FROM ABORAD

外国から送られてきた郵便物を受け取る場合

Q5

外国から送られてきた郵便物を受け取る(輸入する)
までの流れはどのようになるのでしょうか？

A. 外国から送られてきた郵便物は、信書(手紙、書簡)を除くすべてのものが税関の審査・検査の対象となります。

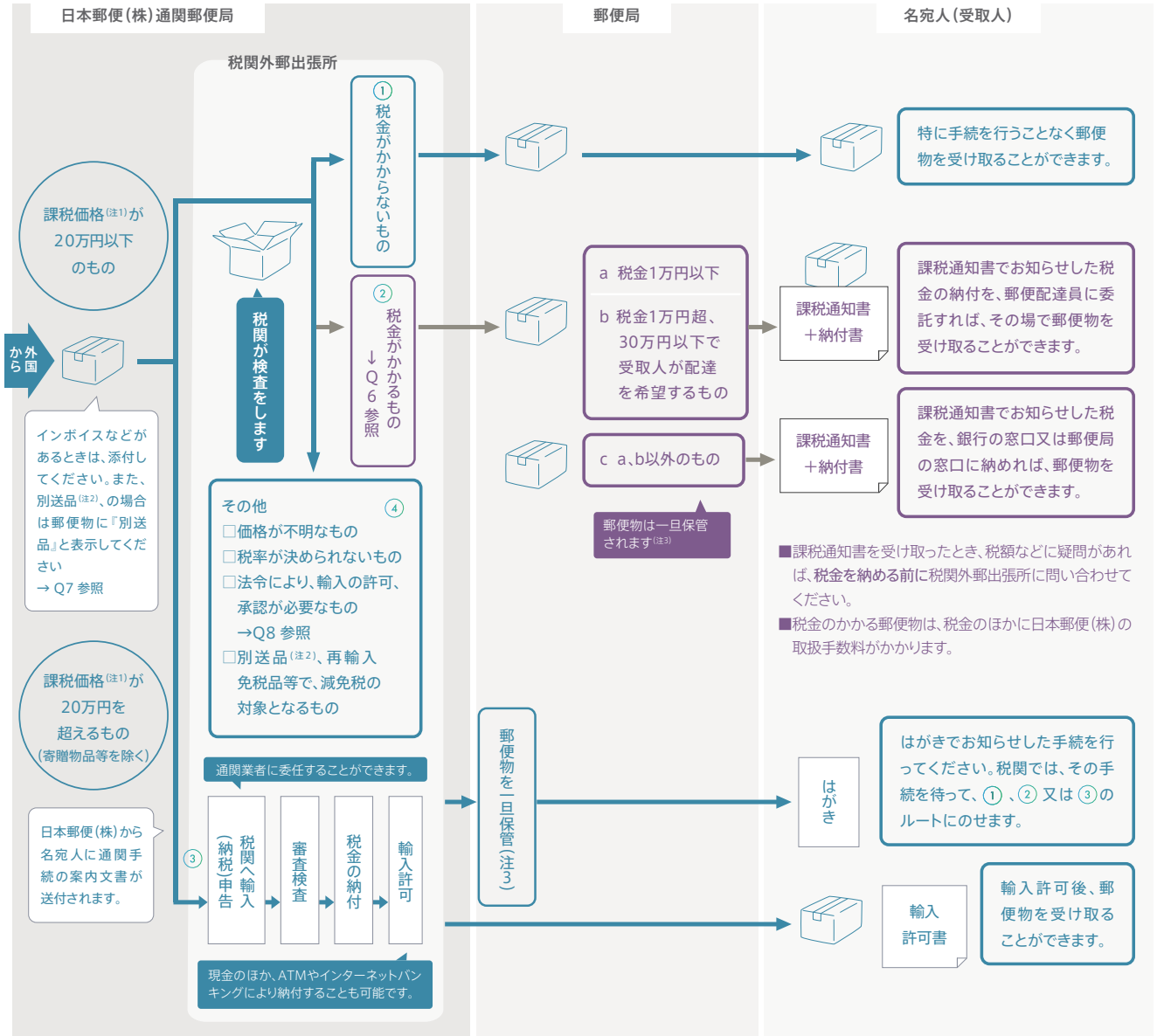
郵便物は、

- ① 課税価格が20万円以下のもので税金がかからないもの
- ② 課税価格が20万円以下のもので税金がかかるもの
- ③ 課税価格が20万円を超えるもの
- ④ その他の税関手続が必要なもの

に分けられます。

課税価格の計算方法

郵便物の課税価格は、商品の価格に郵便料金(運送費)及び保険料(保険をかけている場合)を足した金額になります。なお、ご自身の個人的使用の目的で輸入する場合の課税価格は、海外市価(海外小売価格)に0.6を掛けた金額となります。



【注1】「課税価格」には、郵便物自体の価格に加えて、郵便料金や保険料(保険をかけている場合)などが含まれます。【注2】「別送品」とは、海外旅行先からお土産などを手荷物(携帯品)とは別に郵便や宅配便などを利用して送った品物で、入国後6か月以内に輸入されるものことです。【注3】原則として1か月以内に所要の手続が行われないと、郵便物は差出人に返送されます。

Q6

税率について教えてください。

- A. 郵便物は、別送品を除き、以下のように課税されます。なお、ギフトなどの寄贈物品であっても課税の対象となります。

課税価格が1万円以下の郵便物の場合

原則として、関税、消費税及び地方消費税は免除されます。ただし、酒類には酒税、たばこにはたばこ税及びたばこ特別税がそれぞれ課税されます。

注

- ① 個人用の米については、一人当たり年間100kgの範囲内で関税等が免除されます。この場合には、地方農政局等に提出した「米穀の輸入に関する届出書」(税関提出用)を税関に提出してください。なお、一人当たり年間100kgを超える場合には、関税等の納付を要するほか、米穀等輸入納付金の納付が必要となります。
- ② 次のような品物は、個人的な使用に供されるギフトである場合を除き、課税価格が1万円以下であっても関税等は免除されません。革製のバッグ、パンスト、タイツ、手袋、履物、スキー靴、ニット製衣類

課税価格が20万円以下の郵便物の場合

より迅速な課税処理をおこなうため、少額輸入貨物に対する簡易税率が適用されます。

品名	税率
1. 酒類	(1) ワイン 1リットルにつき 70円
	(2) 焼酎等の蒸留酒 1リットルにつき 20円
	(3) 清酒、りんご酒 など 1リットルにつき 30円
2. トマトソース、氷菓、なめした毛皮(ドロップスキン)、毛皮製品など	20%
3. コーヒー、茶(紅茶を除く)、なめした毛皮(ドロップスキンを除く) など	15%
4. 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く) など	10%
5. プラスチック製品、ガラス製品、卑金属製品、玩具などブスキンを除く) など	3%
6. ゴム、紙、陶磁製品、鉄鋼・すず製品など	無税
7. その他のもの	5%

注

- ① 内国消費税(消費税、酒税など)及び地方消費税は別途課税されます。また、関税無税のものは、内国消費税及び地方消費税のみが課税されます。
- ② 郵便物の重量制限などのため2個以上に分割されている場合は、それらの合計が課税価格となります。
- ③ 「少額輸入貨物に対する簡易税率」が適用されない主な品目は以下のとおりです。
 - 米などの穀物とその調製品
 - ミルク、クリームなどとその調製品
 - ハムや牛肉缶詰などの食肉調製品
 - たばこ、精製塩
 - 旅行用具、ハンドバッグなどの革製品
 - ニット製衣類
 - 履物
 - 身辺用模造細貨類(卑金属製のものを除く)
 - 革製の携帯用時計バンド

課税価格が20万円を超える場合

品目毎に詳細に決められている一般税率により課税されます。なお、一般税率は品目や原産地により税率が異なりますので、詳細については最寄りの税関外郵出張所又は税関官署にお問い合わせください。

価格が20万円を超える場合(税関への輸出申告が必要です。)

- ① 郵便物を返送する前に、最寄りの税関に必要書類等(「価格が20万円以下の場合」参照)を提示し、事前検査を受けてください。
- ② 事前検査を受けた後、購入先の通信販売会社や出品者等を仕向人として、税関に輸出申告を行い、輸出許可を受けてください。
- ③ 輸出許可を受けた後に、違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申告書(2通)を事前検査を行った税関に提出してください。
- ④ 税関での審査が終了すると、払い戻される関税等が指定した銀行口座等に振り込まれます。

注意!

- 「一般税率によることを希望する。」旨の申し出は、納税前に行ってください。納税後の申し出は受け付けられない場合があります。
- 一旦、「一般税率によることを希望する。」旨の申し出をした後、簡易税率への変更を申し出ることはできません。

Q7

郵便で送られてきた「別送品」の受取方法は？

A. 「別送品」とは、引越荷物、旅先で不要になった身用品、土産品などを、携帯品として持ち帰るものとは別に渡航先から国際郵便や宅配便などを利用して送ったものです。手続については以下を確認してください。

別送品到着のお知らせ

別送品が日本に到着すると「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」というはがきが郵送されます。入国(帰国)の際、税関で確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を返信用部分と共に、そのはがきを差し出した税関外郵出張所に提出してください。

注意！

別送品の外装に「別送品(Unaccompanied Baggage)」の表示がない場合には、一般の郵便物として取り扱われ「国際郵便物課税通知書」が郵送されることがあります。この場合、税金を納付する前に課税通知書を差し出した税関外郵出張所に免税適用の可否などをお問い合わせください。なお、別送品に係る税金を納付してしまった場合には、税関外郵出張所にご相談ください。入国(帰国)の際、別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を紛失された場合は、一般の郵便物として取り扱われます。

免税適用範囲

別送品は、入国(帰国)の際の手荷物(携帯品)と合算して次の範囲内のものであれば、免税されます。ただし、入国(帰国)後、原則として6月以内に別送品を輸入しない場合には、免税されません。なお、免税範囲を超えるものがある時は、「国際郵便物課税通知書」(原則として「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」を適用)が送付されます。

免税範囲

(成人一人当たり)

品名	数量又は価格など	
酒類	3本(760ml/本)	
たばこ	紙巻たばこのみの場合	200本
	葉巻たばこのみの場合	50本
	加熱式たばこのみの場合	個装等10個 ※1箱あたりの数量は紙巻たばこ20本に相当する量
	その他の場合	250g

香水(オード・トワレを除く) 2オンス(1オンスは約28ml)

その他の物品 20万円(海外市価の合計額)
①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内に納まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。
②1個で20万円を超える品物は、例えば、25万円のバッグは、25万円の全額に課税されます。

注

- 商業貨物や商業サンプルは、個人的な使用に供するものではないため、課税対象になります。
- 「海外市価」とは、外国における通常の小売価格(購入価格)のことをいいます。
- 個人用の米については、一人当たり年間100kgの範囲内で関税等が免除されます。この場合には、地方農政局等に提出した「米穀の輸入に関する届出書」(税関提出用)を税関に提出してください。
- 酒類、たばこ、香水を除くその他の品物については、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは、原則として免税となります。
- 20歳未満の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。

Q8

輸入が禁止又は規制されている品物には どういったものがありますか？

A. 次のような品物は輸入が禁止あるいは規制されています。これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命じられることがあります。詳細は最寄りの税関までお問い合わせください。

輸入が
禁止されて
いる品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA、指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。)などの不正薬物
- 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品
(注)上記のほかには家畜伝染病予防法、植物防疫法、外来生物法などで輸入が禁止されているものがあります。詳細は最寄りの動物検疫所、植物防疫所及び地方環境事務所等にご相談ください。

輸入が
規制されて
いる品物

a 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)に基づき、動植物の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、この条約で定められた機関の発行する書類等がないと輸入できません。これらは生きている動植物だけでなく、漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。

ワシントン条約により持ち込みが規制されているもの(代表例)

加工品・ 製品	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、クマ等
	ベルト・財布・ ハンドバッグ等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、 トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ及びアフリカゾウ
	はく製	ワシ、タカ、ワニ、センザンコウ等
生きて いる 動植物	その他	ジャコウジカ・トラ・クマ等の成分を含む漢方薬、ヘビの皮革を利用した楽器(胡弓)、シャコガイの製品、オウムの羽飾り、クジャクの羽(一部)、サンゴの製品(一部)、チョウザメの卵(キャビア)、ウナギ(ヨーロッパウナギ)の製品、石斛、木香、天麻、沈香、西洋人参等が含まれる食品や薬等
	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、 チンパンジー等
	オウム(全種)	オウム、インコ類(コザクラインコ、 セキセイインコ、オカメインコ及びホ ンセイインコを除く。)
	植 物	ラン全種、サボテン全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、ヘビ(一部)、 アロワナ(一部)等

- b 食品(個人用を除く)、植物(果物、野菜、米などを含む)、動物(鳥類、生肉、乾燥肉、ハムなどを含む)これらのものは検疫等を受けた後でなければ輸入できません。
- c 猟銃、空気銃、刀(刃渡15cm以上)・剣(刃渡5.5cm以上)など都道府県公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続をとった後でなければ輸入できません。
- d 医薬品、化粧品などについては、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

- 医薬品及び医薬部外品…………… 2カ月分以内
(処方せん医薬品は1カ月分以内)
- 外用剤(処方せん医薬品等は除く)…………… 1品目24個以内
- 化粧品…………… 1品目24個以内
- 家庭用医療機器(電気マッサージ器など)…………… 1セット

これらを超えるものについては、厚生労働省の手続が必要です。
(ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。)

注意！

大麻の種子の輸入は規制されています。また、大麻の不正栽培や、そのために大麻の種子を所持したり、提供することは、大麻取締法で処罰されます。

輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先

a. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

TEL 03-3501-1511(代)

b. 最寄りの検疫所、植物防疫所、動物検疫所

c. 最寄りの警察署

d. 関東信越厚生局 TEL 048-740-0800

近畿厚生局 TEL 06-6942-4096

九州厚生局沖繩麻薬取締支所 TEL 098-854-2584